

保護者の皆様へ
(認可の保育所、認定こども園、小規模保育事業所)

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保護者への家庭保育の
お願いについて (終了のお知らせ)

保護者の皆様におかれましては、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みに、ご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、栃木県がまん延防止等重点措置区域となったことを受け、市内の教育・保育施設においても感染が拡大していることから、本市では、2月21日から3月21日まで家庭での保育が可能なご家庭に対し、家庭での保育をお願いしてまいりました。

お陰をもちまして、市内の新規感染者数や園児の感染者数が減少したことから、3月21日(月)をもって、市内一斉の「家庭保育のお願い」を終了とさせていただきます。

なお、保護者の皆様には、長期間にわたり新型コロナウイルス感染防止のため、家庭保育等の対応をいただいておりますが、新規感染者が減少したものの感染が続く現下の状況を踏まえ、何卒、下記のことにつきまして、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 施設における感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各施設では、次の対応を行い、教育・保育を実施しております。

(1) マスクの着用

- ・職員は、マスクを着用します。
- ・送迎される保護者を含み、来園者もマスク着用をお願いしております。

(2) 手洗いの実施

接触感染を予防するため、職員及び園児は定期的に手洗いを実施しております。

(3) 保育室の換気

保育室の密閉状況を防ぐため、定期的に換気をしております。

(4) 保育室等の消毒

ドアノブ、手すり、照明のスイッチ、遊具など多数の職員や園児が利用する部分について、水拭きやアルコール等により定期的に消毒をしております。

(5) 手指消毒設備の設置

施設の入り口には、来園者からの感染予防を図るため、消毒液などを設置しております。

2 保護者における感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保護者の皆様におかれましても、次のことにつきまして、ご配慮をお願いいたします。

- ・毎朝、検温して頂き、お子様に発熱や倦怠感、のどの違和感などのかぜ症状があり、普段と体調が異なる場合は、登園を控えてください。
- ・日頃からお子様の体調管理に十分気をつけてください。
- ・ご家庭においても、手洗いや咳エチケットなど感染防止に努めてください。
- ・登園後に発熱、風邪の症状等が見られたときは、速やかなお迎えにご協力をお願いいたします。
- ・お子様だけでなく、同居家族の方に発熱など、体調不良がある場合も登園を控え

てください。

3 園への連絡や登園自粛について

お子様やご家族の方が次のいずれかに該当する場合は、必ず園に連絡をし、登園を控えるなど下記の対応をお願いいたします。

区 分	対 応	登園の目安
・ 37. 5℃以上の発熱がある場合 本人の平熱も考慮し判断 ・ 呼吸器症状が認められる場合 ・ 喉の痛み、下痢、腹痛などの症状がある場合 ・ PCR 検査、抗原検査を受検した場合	登園自粛 医療機関の受診	症状が消失するまで 解熱後 24 時間が経過するまで 主治医と相談 PCR 検査等結果が出るまで
感染した場合	保健所等の指示により登園停止	保健所等の指示や新型コロナウイルス感染症が完治したことを医師が確定診断するまで（原則 10 日間）
同居の家族が感染した場合（濃厚接触者）	保健所等の指示により登園停止、PCR 検査等の受診	保健所等の指示によりますが、一般的に家庭内で感染対策を講じた日から 7 日間を経過する日まで
濃厚接触者となった場合	登園停止、必要に応じて PCR 検査等の受診	一般的に感染者と最後に接触した日から 7 日間を経過する日まで
同居の家族が濃厚接触者となった場合	登園自粛	家族の PCR 検査等の結果が出るまで
同居の家族が体調不良の場合	登園自粛 医療機関の受診	主治医と相談

4 保護者への周知について

感染等が確認された場合は、保護者の不安や混乱を解消するため、人権や個人情報に十分配慮しながら、該当者に同意を得たうえで、保護者全員にメール等にてお知らせします。

つきましては、インターネット、SNS 上、その他様々な場面での誹謗中傷や詮索など、感染症と懸命に戦っておられる方やそのご家族、対応に携わった方々をさらに傷つけることのないよう、人権や個人情報に配慮した冷静な対応へのご協力をくれぐれもどうぞよろしくお願いいたします。

5 今後の対応について

園児や施設の職員に感染等が確認された場合には、クラス休園等の対応を行う場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の動向により、再度、家庭保育等の急なご案内となることもございますので、予めご了承ください。

6 保育料等の減免について

「家庭保育のお願い」期間にご協力いただいた保育料、副食費の還付等につきましては、後日ご連絡いたしますので、今しばらくお待ちください。